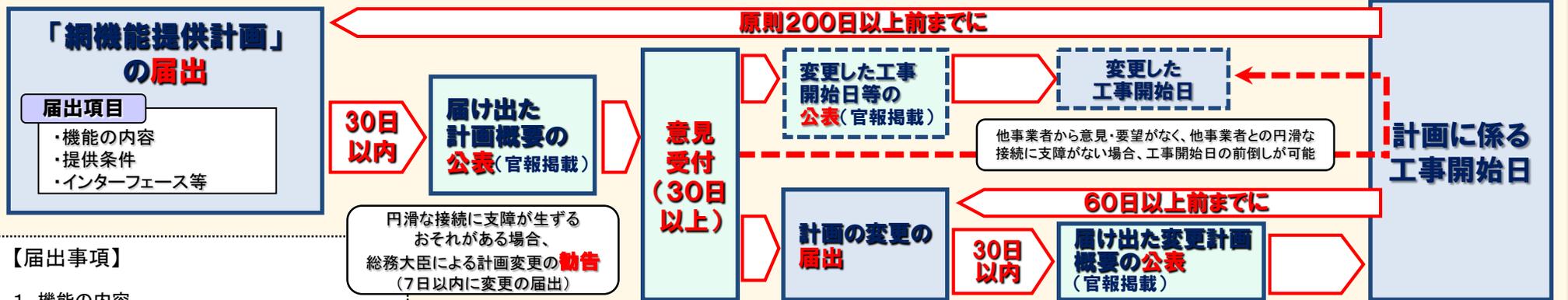


「網機能提供計画」制度の見直しに係る論点

平成30年4月24日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

- 接続を前提としないネットワーク構築や接続事業者の意見が反映されないネットワーク構築がなされると円滑な接続が妨げられることから、第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加をするときは、機能の内容や提供条件、インターフェース等を記載した「網機能提供計画」を総務大臣に届け出なければならない(電気通信事業法第36条)。
- 現行法令では、NGNを構成するルータやSIPサーバ等の設備が「網機能提供計画」の届出対象から除外されている。
- 他方、ルータやSIPサーバ等の情報は「情報開示告示」による開示の義務づけ対象だが、開示される情報や手続きに差異がある。

「網機能提供計画」(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画)の届出・公表



ただし、以下の機能は対象から除外

- ①プログラム又はデータを書き換える機能
- ②トラフィック測定機能
- ③課金機能、料金計算機能(事業者間精算料金を除く)
- ④監視機能、制御機能
- ⑤公衆電話の料金を即時に収納するための機能
- ⑥指定設備を設置する事業者の特定の業務の部門のみに接続する機能(113等)
- ⑦利用者が端末から利用条件を設定・変更するための機能(カスタマーコントロール機能)
- ⑧番号案内機能(他事業者との接続機能を除く)
- ⑨ルータにより符号を交換する機能
- ⑩デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能
- ⑪デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能
- ⑫光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
- ⑬イーサネットスイッチによりイーサネットフレームを交換する機能
- ⑭SIPサーバによりセッション制御を行う機能

「情報開示告示」による情報開示

○新たな網機能の追加にあたり、接続事業者が時宜を失うことなく(対応を検討できるよう、以下の項目の情報開示を義務付け。

- ①NNI、UNIの条件
 - ②認証情報
 - ③事業者側NWに渡されるときのスループット情報
 - ④通信のプロトコルに関する情報
 - ⑤網機能の提供予定時期
 - ⑥網機能の導入目的
 - ⑦導入・提供エリア
 - ⑧POIの建物・住所
 - ⑨整備利用に伴う費用の有無・概算
- ※下線はルータのみに適用

○上記情報の開示時期は、網機能提供の原則「90日前まで」としている。

⇒ルータやSIPサーバも情報開示の対象だが、開示される情報や手続きに差異がある。

【制度の趣旨・経緯】

1. 網機能提供計画の制度は、第一種指定電気通信設備により接続を前提としないネットワーク構築等がなされると他事業者との接続を行う際に網改造のため多大の時間・費用を要することなどから円滑な接続が妨げられるおそれがあるとともに、接続を前提とする場合でも他事業者の意見が反映されないときには円滑な接続が妨げられるおそれがあることから、平成9年法律第97号(平成9年11月17日施行)による電気通信事業法改正で設けられたものである。(電気通信審議会「接続の基本的ルールの在り方について」答申(平成8年12月19日))
2. 本制度の対象からルータ等が除外されたのは、「装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったこともない」(情報通信審議会「IT時代の接続ルールの在り方について」第2次答申(平成13年7月19日))という考え方によるものであり、また、その後も、「ルータ等(SIPサーバを含む)は接続を前提として開発されたものが殆どであることから、現時点では、網機能提供計画の対象とすることまでは必要ない」(情報通信審議会「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日))との考え方も示されてきたところである。

【見直しの必要性】

3. しかしながら、「NGNのISP接続に関する当面の方向性」(平成30年2月)を踏まえると、IPoE方式の関門系ルータに直接接続することができる事業者がごく少数に限定されるなど、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されなかった場合もあったと考えられるところである。
4. また、情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)では、「IP-IP接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、SIPサーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。」との考え方も示されたところである。
5. したがって、他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、今後はルータ等の網機能に係る情報提供を情報開示告示ではなく網機能提供計画の制度に基づき行うことにより、接続約款変更の申請とは別途、機能の追加又は変更の計画の段階で、他事業者からの意見を受け付けるとともに、総務省が必要に応じ計画内容について勧告を行う手段を確保することが必要ではないかと考えられる。
6. ただし、その際、「ルータ、SIPサーバ等の設備の機能のうち、どのような機能の変更又は追加に関する計画を対象にするか、また、総務大臣への届出の期限をどのように設定するかについては、総務省において十分に制度の柔軟性についても配慮して検討することが適当である。」(「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申の意見募集で提出された意見に対する情報通信審議会の考え方5-18(平成29年3月28日))との考え方も踏まえ、公表のために「官報掲載」を必須とし、また届出期限を工事開始の原則「200日前」とするなどの同制度の運用ルール(電気通信事業法施行規則第24条～第24条の4等)については、インターネットの普及及び開発ペースの速いルータ等によるネットワーク構築という実態に合わせて、合理化等の余地がないか検討の必要があるのではないかと考えられる。

【公表方法について】

7. 官報掲載については、一般的に信頼性の高い公表方法であり、公表の行為の有無等を着実に確認できるという意味でも確実な公表手段であると考えられるが、制度創設当時と異なり現在は法定の公表であってもインターネットの利用により行われることが一般的となり特段の問題も顕在化していない（※）ことから、原則としてインターネットの利用により即時に行うとするルールに変更することが適当ではないか。（ただし、公表が着実に行われたことを確認できるようにするため、例えば、総務省への届出事項に公表URL等を追加する等の措置を講じることが考えられる。）

※例：認可接続約款等の公表（電気通信事業法施行規則第23条の8）

【届出期限について】

8. 工事開始の「200日前」という網機能提供計画の届出期限については、「網機能の詳細仕様等がある程度固まる時期及び網機能提供計画の公表を受けて関係者が検討に要する期間を考慮すると、・・・網改造着手の遅くとも半年前までに、当該詳細な情報を網機能提供計画に記載する必要がある。」（電気通信審議会「接続の基本的ルールの在り方について」答申（平成8年12月19日））との公表時期に係る考え方に基づいて定められたものであるが、これについては、サービス開始を迅速に行うことに影響が出るとの懸念にも配慮して、他事業者からの要望・意見がなく、円滑な接続に支障が生ずるおそれがない場合は、工事開始日を前倒し（変更）できる旨の規定が設けられているところである。
9. 一方で、情報開示告示ではルータ等の網機能等についてその提供開始の90日前までに開示すべき旨が規定されているところであり、これは「接続事業者の接続申込みから接続開始までに要する期間を踏まえた合理的なもの」として定められたとの経緯がある。
10. これらを踏まえ、届出期限については、原則を「90日前」とする（変更届出は原則30日前とする）ことが適当ではないか。ただし、他事業者からの要望・意見も十分考慮して円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めてその旨を理由と併せて通知・公表した場合は、届出日から「200日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒しをしなければならないものとするのが適当ではないか。

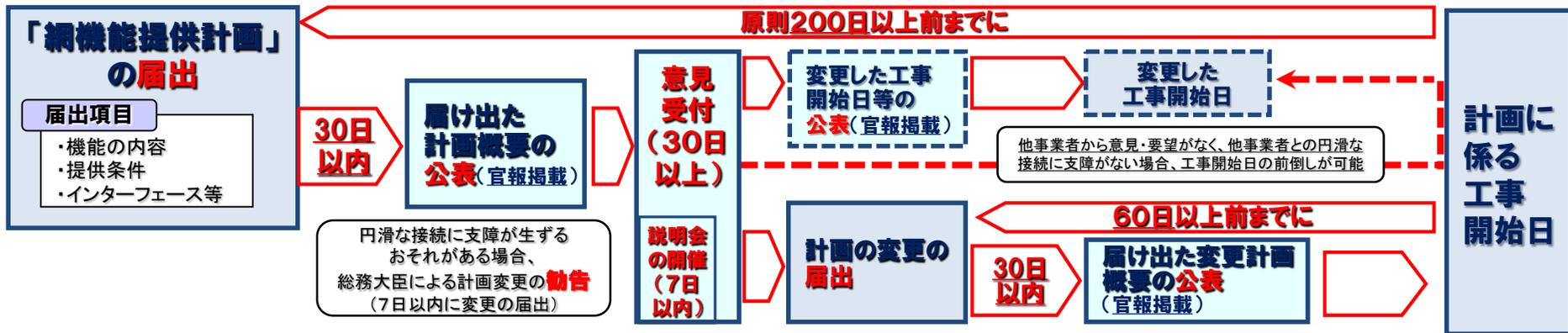
【意見受付方法について】

11. 本制度では、総務大臣は、届け出られた網機能提供計画の実施により他事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備の円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした事業者（NTT東日本又は西日本）に計画を変更すべきことを勧告することができるが、総務省においては勧告の要否の検討に当たって他事業者の意見を勘案する必要があると考えられる。（10. の後ろ倒し要否の判断に当たっても同様と考えられる。）
12. これについて、円滑な接続の確保に向けて制度運用の一層の改善を図るため、届出をした事業者（NTT東日本又は西日本）は、意見の受付状況（意見が提出された場合はその内容及びそれに対する同事業者の考え方）を総務省に提供し、総務省はその内容を十分考慮するものとする運用ルールを設けることが例えば考えられるのではないか。
13. なお、他事業者が別途総務省に対して直接意見を提出することは、現在でも当然可能と考えられるところであり、総務省は、自らに直接意見の提出があった場合には、それも十分考慮する旨表明することが適切ではないか。

【今後の進め方について】

14. 以上の内容を叩き台として、本研究会の構成員・オブザーバーからの意見も参考としつつ、具体的な省令等改正案を立案し、本年夏頃までに情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することを目指すこととする。

現 行



見直し案 (叩き台)

(イメージ)



※届出日から「200日」までの範囲内

参考資料

- ① 「網機能提供計画」による届出実績
- ② 「情報開示告示」による情報開示実績
- ③ 網機能提供計画に関係する過去の答申(抜粋)
- ④ 関係条文

「網機能提供計画」による届出実績①

※東西分割前の日本電信電話(株)が届け出たもの

6

計画番号	届出日	工事開始	提供予定	意見件数	計画概要
H9-1	H10.2.6	H10.7.1以降	H11年度 第3四半期 以降	0件	通信開始前のメッセージ蓄積状況と、通信中に音声蓄積装置等から受信したメッセージ登録通知、及びメッセージ消去通知とから、通信終了時の利用者へのメッセージ蓄積状況の通知方法を選択する機能
H9-3	H10.2.6	H10.7.1以降	H11年度 第3四半期 以降	0件	輻輳制御機能に以下の内容を盛り込む。 (1)出回線群単位で輻輳検出及び制御を行う (2)遠隔指示により回線の一部を閉塞する (3)輻輳制御済みの情報を送受信する (4)留保回線数を変更する (5)ダイヤル情報の末尾を判定しサービス制御局(NSP)へのアクセスを制御する
H10-1	H10.5.29	H10.12.15以降	H10.12下旬 以降	0件	ユーザ・網インタフェースとして10/100BASE-T、FDDIでユーザの端末と接続し伝送する機能
H10-他1	H10.5.29	H10.7.8以降	H11年度 第3四半期 以降	0件	端末回線線端接続(活用型P用)の発信時及び着信時において、発信電話番号を通知できない呼について非通知理由を呼設定(SETUP)メッセージに設定し、送受信する機能
H10-他2	H10.5.29	H10.7.8以降	H11年度 第3四半期 以降	0件	端末回線線端接続(活用型P用)の着信時において、呼設定(IAM)メッセージに設定された転送元番号、転送理由を呼設定(SETUP)メッセージに設定し、送信する機能
H10-他3	H10.5.29	H10.7.8以降	H11年度 第3四半期 以降	0件	端末回線線端接続(活用型P用)の着信時において着信転送を行う場合、呼設定(IAM)メッセージに新たに着信転送情報、転送元番号等を設定し、送信する機能
H10-2	H10.6.24	H11.1.10以降	H12年度 第1四半期 以降	0件	通信状態(Bチャンネルの使用／空き)に関わらずユーザ間情報(UUI)を送信する機能
H10-3	H10.6.24	H11.1.10以降	H12年度 第1四半期 以降	0件	着信先が通信中の場合、発信加入者から通信中監視登録を行うことにより、着信先の通信状態(通信中／空き)を監視し、空きを確認した時点で発信加入者へその旨を通知する機能
H10-4	H10.6.24	H11.1.10以降	H12年度 第1四半期 以降	0件	発信加入者へ着信先の空きを確認したことを通知した場合、発信加入者から簡易なダイヤル操作を行うことにより、着信先へ再発信を行う機能
H10-5	H10.9.1	H11.1.19以降	H12年度 第1四半期 以降	0件	共通線信号(ISUP)長がメッセージ転送部(MTP)で転送可能な最大信号長(272オクテット)を超えた場合、信号を分割・送信し、受信・再組立する機能
H10-6	H10.9.18	H11.2.5以降	H12年度 第3四半期 以降	0件	共通線信号をATMインタフェースで送受信する機能

「網機能提供計画」による届出実績②

※東西分割前の日本電信電話(株)が届け出たもの

計画番号	届出日	工事開始	提供予定	意見件数	計画概要
H10-7	H10.12.24	H11.7.12以降	H12年度 第4四半期 以降	0件	加入者交換機において、利用者回線毎に設定されている通話区分毎の接続事業者情報により事業者を選択して接続を行う機能
H10-8	H10.12.24	H11.7.12以降	H11年度 第3四半期 以降	0件	ユーザ網インタフェースとして10Base-Tインタフェースで接続を行い、網間インタフェースとしてATM(STM-1)インタフェースで接続を行い、データ信号(IPパケット)を多重・集線及び振り分けを行い、伝送する機能
H10-9	H11.2.18	H11.7.12以降	H12年度 第3四半期 以降	0件	アドレス信号(IAMメッセージ)に設定されたユーザ間情報通知サービスのユーザ・ユーザ情報が通信網内で廃棄された場合に、アドレス完了信号(ACMメッセージ)により発交換機に対して通知する手段を電信電話技術委員会(TTC)で規定された手順に機能を変更する
H10-10	H11.2.18	H11.7.12以降	H12年度 第3四半期 以降	0件	発交換機において、着交換機が呼経過信号(CPGメッセージ)に設定した事業者間料金精算方式に関わるパラメータを受信可能とする
H11-他1	H11.6.8	H11.7.19以降	H12年度 第4四半期 以降	0件	サービス制御局から接続先の番号を取得する。この場合、取得した接続先の番号が再度別のサービス制御局へ問い合わせを指示する番号である場合、前位交換機に当該番号を通知し回線を開放する機能。また取得した番号に基づきサービス制御局に再度問い合わせを行う機能
H11-他2	H11.6.8	H11.7.19以降	H12年度 第4四半期 以降	0件	端末回線線端接続(活用型P用)において、接続に関する管理及び制御機能に以下の機能を追加する。①1PHS番号毎に複数の通信状態を管理する機能 ②1PHS番号に対する同時接続数の管理を行い最大同時接続数以内で接続を許容する機能 ③公衆用基地局からの指示により、ハンドオーバの許容/規制を管理し、制御する機能

「網機能提供計画」による届出実績③

計画番号	届出日	工事開始	提供予定	意見件数	計画概要
東H11-1 西H11-1	H11.7.15	H12.1.31以降	H13年度 第2四半期 以降	0件	着側交換機において、発事業者情報または発加入者番号により、サービス制御局へ情報要素の問い合わせを行い、サービス制御局のデータベースから取得した情報を着信加入者回線へ通知する。 また、転送呼では転送元交換機において、必要となる発事業者情報を、転送先の着側交換機まで通知可能とする
西H11-2	H11.7.15	H12.1.31以降	H13年度 第3四半期 以降	0件	番号情報データベースに接続回線により接続し、利用事業者毎の認証を行い電話番号、掲載名、掲載住所等のデータの登録及び指定された条件によるデータ出力を行う機能
東H11-2 西H11-3	東:H11.7.15 西:H11.7.23	東:H12.1.31以降 西:H12.2.8以降	H13年度 第2四半期 以降	0件	着側交換機において、サービス制御局へ問い合わせを行い、サービス制御局からの指示により当該着信呼の転送を行う機能。及び当該転送呼が接続できない場合は、再度サービス制御局へ問い合わせを行いサービス制御局からの指示により次の転送先へ接続を行う機能
東H11-1変 西H11-1変	H11.12.2 変更届出	H12.1.31以降	H13年度 第2四半期 以降	0件	着側交換機において、発加入者番号により、サービス制御局へ情報要素の問い合わせを行い、サービス制御局のデータベースから取得した情報を着信加入者回線へ通知する
東H11-3 西H11-4	H12.3.3	H11.7.21以降	H13年度 第3四半期 以降	0件	発側加入者交換機で、利用者回線から指示される事業者識別番号ではなく、交換機に設定されている異なる事業者識別番号により接続を行う場合のその旨の利用者回線への通知機能において、他事業者網へ接続する場合は、接続先事業者の交換機へ当該接続を行った旨の情報を通知するよう機能を変更
西H13-1	H13.8.10 (H13.12.12 工事日変更 届出)	H14.2.26以降 (H14.1.7以降に 変更)	H13年度 第4四半期 (H14.2上旬 に変更)	0件	無線伝送装置において、無線方式により無線エリア内にある利用者の無線端末と通信し、無線端末情報等の認証を行い接続可であれば、データ信号送受信のための無線伝送路を接続し、10/100Base-Tインタフェースでデータ信号を伝送する機能
東H14-他1 西H14-他1	H14.12.20	H15.1.31以降	H15年度 第4四半期 以降	0件	端末回線線端接続(活用型P用)において、以下の機能を追加。 ①PHS事業者独自網からNTT東日本(NTT西日本)網へハンドオーバーした場合にその通信を継続させる機能 ②NTT東日本網(NTT西日本)からPHS事業者独自網へ復帰した場合に、NTT東日本網の回線を切断する機能 ③PHS端末着信時の接続処理において、公衆用基地局からの信号をISUP信号に変換しインチャネル上で情報伝達等を可能にする機能
東H17-1 西H17-1	H17.7.14	H18.1.31以降	H18年度 第4四半期 以降	0件	(1)[二重番号解消機能] 一般番号ポータビリティの網間接続において、従来より移転先ユーザ毎に移転先を特定する番号に書き換えてルーティングしているが、二重番号解消に資するため、移転先を特定する番号に代わって移転先ユーザを収容する交換機等を特定する番号に書き換えてルーティングすることを可能とする。また、当該番号とともに移転元の番号(ディレクトリ番号)を付加する (2)[網間リダイレクション機能] 一般番号ポータビリティの網間接続において、回線再設定を希望する前位事業者(発信事業者又は中継事業者)については、移転元事業者から移転先を示す番号情報を取得することにより、移転先事業者への回線設定を起動することを可能とする
東H17-2 西H17-2	H17.9.13 (西:17.10.14 提供条件の 一部変更)	H18.1.31以降	H18年度 第4四半期 以降	0件	[網間リダイレクション機能]携帯電話の番号ポータビリティの網間接続において、回線再設定能力がある旨の通知を行い、携帯事業者網からの番号ポータビリティユーザの情報に基づき、回線再設定を実行する

開示日	提供予定時期	開示概要(開発機能概要)
東:H15.6.25 西:H15.6.18	H15.7以降	デジタル加入者回線アクセス多重化装置(国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Amd.1 Annex I 又はG.992.1 Amd.1 Annex C)により多重化を行う機能
東:H15.11.19 西:H15.12.16	東:H15.12中旬以降 西:H16.1より順次	デジタル加入者回線アクセス多重化装置(クワッドスペクトルADSL DBM/FBM[FDM])により多重化を行う機能
東西:H16.7.13	H16.8月上旬以降 準備が整い次第	デジタル加入者回線アクセス多重化装置(クワッドスペクトルADSL DBM(OL)EU-S112)により多重化を行う機能
東西:H22.12.22	H23.4以降 準備が整い次第	中継局ルータ、収容局ルータ/IPv6インターネット接続サービスを提供するために必要となる機能(トンネル方式)
		中継局ルータ、収容局ルータ/IPv6インターネット接続サービスを提供するために必要となる機能(ネイティブ方式)
東西:H24.4.27	H24.9	中継局ルータ/ISP事業者の認証サーバから直接DNSサーバアドレスを通知する機能
東:H25.12.13 西:H25.12.19	H26.3以降 準備が整い次第	収容局ルータ/契約帯域の範囲で優先クラスを利用したIP通信(IPoE方式)が可能となる機能
東:H26.12.17 西:H27.1.30	東:H27.3下旬以降 準備が整い次第 西:H27.5以降 準備が整い次第	中継局ルータ/契約帯域の範囲で優先クラスを利用したIP通信(IPoE方式)が可能となる機能

電気通信審議会「接続の基本的ルールの在り方について」答申(平成8年12月19日)

第IV章 特定事業者に関する特別な接続ルール

第9節 網機能提供計画

1 網機能提供計画の制度化

(1) 接続を前提としない網構築の問題点

他事業者との接続を行う際に、網改造のため多大の時間・費用を要することなどから円滑な接続が妨げられ、公正有効競争条件が確保されないおそれがある。また、接続を前提とする場合でも、他事業者の意見が反映されないときには、円滑な接続が妨げられるおそれがある。

(2) 網機能提供計画の意義

不可欠設備を有する特定事業者が存在する電気通信市場においては、他事業者は当該特定事業者の網機能を使ってサービスを提供せざるを得ない。

このような状況の中で、サービス開発に関する特定事業者と他事業者の公正有効競争条件を確保し、円滑な接続を推進するためには、特定事業者に対し、不可欠設備に関する網機能の追加・変更に関する情報を記載した網機能提供計画の公表を義務づけることが適当である。

2 網機能提供計画の記載事項

(1) 網機能提供計画の記載事項及び公表時期

網機能提供計画には、他事業者が接続可能性を検討できる程度の詳細な情報を記載する必要がある。また、公表時期については、網機能の詳細仕様等がある程度固まる時期及び網機能提供計画の公表を受けて関係者が検討に要する期間を考慮すると、特定事業者は、網改造着手の遅くとも半年前までに、当該詳細な情報を網機能提供計画に記載する必要がある。

(2) 負担すべき費用の扱い

他事業者の接続申込みの判断には、負担すべき費用の水準は極めて重要な要因であることから、特定事業者は、網機能提供計画公表の段階で、他事業者が負担すべき費用について、その算定の透明性を高めるために算定方式・費用項目を示すとともに、他事業者の接続申込みの判断の目安となるよう、概算費用を可能な限り詳細に示すよう努めるべきである。

(3) 自己使用の網機能の扱い

上記(1)の考え方に従い、網機能提供計画を公表する場合において、特定事業者の自己使用の網機能(特定事業者が自らエンドユーザー向けに提供しているか又は提供を予定しているサービスに用いる機能)については、企業秘密事項であり公表対象になじまないとの考え方もある。

しかし、公正有効競争条件の確保、円滑な接続の推進という網機能提供計画の趣旨にかんがみ、特定事業者と他事業者との網機能利用の同等性の検証を可能とするとともに、網機能公表に当たっての特定事業者の恣意を排除するため、特定事業者の網機能については、可能な限りオープンにされ、基本的に公表対象とすべきである。

したがって、特定事業者は、不可欠設備に関する自己使用の網機能については、他事業者が当該網機能を用いたサービスをユーザーに提供することや他事業者のユーザーが特定事業者から当該網機能を用いたサービスの提供を受けることが見込まれない場合を除き、網機能提供計画の策定等の段階において、その概要等を公表するとともに、その後の他事業者の意見反映手続において、他事業者からさらに詳細な情報の開示要求があった自己使用の網機能については、当該他事業者に詳細な情報を開示することが適当である。

なお、制度の具体的運用においては、特定事業者のサービス開発インセンティブが維持され、特定事業者と他事業者との間で健全なサービス開発競争が行われるよう配慮する必要がある。

また、網機能の具体的な公表範囲については、上記の考え方に沿って、郵政省において関係事業者の意見を踏まえ、接続ルールが施行されるまでに決定することとする。

(4) 他事業者要望の網機能の扱い

特定事業者が他事業者の要望及び費用負担に基づき開発する網機能については、当該他事業者の許諾が得られた場合に公表するものとするのが適当である。

ただし、不可欠設備の網機能については、基本的にどの事業者も利用できるようにすることが、円滑な接続の推進や電気通信市場の発展にとって望ましいと考えられることから、当該他事業者の許諾が得られず公表できなかったものについても、できるだけ早期に、適切な対価を支払うことなどにより利用できるような仕組みを検討する必要がある。

情報通信審議会「IT時代の接続ルールの在り方について」第2次答申(平成13年7月19日)

第IV章 網機能計画制度の改善

1 現状

- (1) 現行制度の下では、NTT東日本・西日本は網改造に着手する前の原則200日前に当該網改造に係る網機能計画を総務大臣に対し届け出ることとされており、届出から30日以内にこれを公表することとなっている。(電気通信事業法施行規則第24条の2、第24条の3)
- (2) 平成12年10月の意見招請時に、網改造着手前に情報開示を行うこの制度について、網機能計画に関して他事業者からの意見があまり見られないこと、網改造着手や機能の提供開始が遅れること等からその見直しを行うべきとする意見がNTT東日本・西日本から出された。
- (3) 第一次答申においては、網機能計画がどういった場合に必要であり、どういった場合に必要でないかについて、今後継続して具体的に検討していく必要があるとされた。

2 意見

総務省が第一次答申の後に行った接続ルールの見直しに関する追加的意見募集(平成13年1月18日から2月9日まで及び2月22日から3月2日まで。)及び当審議会の電気通信事業部会接続委員会が開催したヒアリング(平成13年4月12日)の結果、大要次のような意見が寄せられた。

(1) 網機能計画制度の原則を維持すべきとする意見

- ① 接続事業者からは、網機能計画は情報開示手段等として必要不可欠とする意見があった。(KDDI、JT、TTNet、C&W IDC)
- ② この中では更に、公表等の範囲は現行どおりで問題ないとする意見(JT)や、公表等の範囲をフレッツISDNの機能等に拡大し、公開時には報道発表も行うべき(KDDI)とする意見もあった。
- ③ 又、これらの意見では、公表期間についても原則として現行どおりとすべきとしているが、公表後一定期間内に協議要望がなかった場合等のみに限定して期間に運用の柔軟性を持たせることは構わないとする意見(KDDI、JT)もあった。

(2) 網機能計画は事後的開示で足りるとする意見

- ① その一方で、網機能計画については、NTT東日本・西日本が主体で開発したものにつき他事業者から意見が出された事例はなく、新技術の導入と新サービスの提供の早期化のため、網機能計画は、他事業者の設備変更を伴う場合を除き事後的な開示で足りるとする意見があった。(NTT東日本・西日本、NTTコミュニケーションズ)
- ② この意見では、仮に制度を存続させる場合でも、TTC(後出)標準準拠の場合や、IP系のようにベンダ等の手動で開発された機能等について本制度の対象外とすべきとしている。(NTT東日本・西日本)

3 考え方

(1) 網機能計画制度の原則の維持

網機能計画の制度は、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)の提言を受けて創設されたものである。

同答申で述べられているように、同制度は、接続を前提としない網構築や他事業者の意見が反映されない網構築がなされると円滑な接続が妨げられるという問題認識にたって創設されたものである。

網機能の追加・変更に関する情報を記載した網機能計画の公表は、サービス開発に関する公正競争条件確保と円滑な接続の推進のために行われるものであって、これを行うことには依然として重要な意義があると考えられる。従って、現行の網改造着手前200日間の網機能計画届出と、届出から30日以内の公表の原則を今後も維持していくことが必要である。

一方で、新サービスの早期提供の観点からは、工事開始の200日前に網機能計画の届出が原則として義務づけられていることにより、サービス開始を迅速に行うことに影響が出るとの懸念にも配慮をする必要がある。そのため、網機能計画の意義を損なうことのない範囲で運用の簡素化を図ることは適当と考えられ、その具体的な方策として、①計画適用の範囲の見直し及び②一定の条件を満たした場合の公表期間の短縮化を行うことが適当と考えられる。

情報通信審議会「IT時代の接続ルールの在り方について」第2次答申(平成13年7月19日)(つづき)

(2) 網機能計画の適用範囲

網機能計画の適用範囲については基本的に現行の枠組みを維持するが、次のとおり2つの観点から改正を行うことが適当と考えられる。

- ① 電気通信事業法施行規則第24条の2第1項の規定に基づく告示「接続に関する技術的条件」(平成9年11月26日郵政省告示第589号)に規定されている社団法人電信電話技術委員会(TTC:Telecommunication Technology Committee)において作成された接続に関する技術的条件に基づくものについては、他事業者による意見提示の機会が確保された上で社会的に公表されているものであることを踏まえ、TTC標準と同一の部分を超えて、NTT東日本・西日本の独自の判断により設定されるものに限定して公表の対象とすることが適当である。
- ② ルータ、DSLAM(G992.2 Annex C 準拠)、スプリッタについては、装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったこともないため、網機能計画の対象外とすることが適当である。

(3) 網機能計画の公表期間

公表期間については、計画の官報掲載の後一定の意見受付期間(例えば30日)を設け、他事業者からの説明要望や意見がこの期間内に無い、又は要望・意見への対応が終了して更なる要望・意見が無いのであれば公表期間をこの意見受付期間に短縮することができることとし、そのための手続の整備を意見招請等の透明な手続により行うことが適当である。

但し、短縮化にあたっては、接続事業者より①公表内容の充実と②周知方法の改善について意見が寄せられており、これらについても措置される必要がある。

①についてはNTT東日本・西日本は網改造前の段階では、「機能の内容」、「インタフェース」等の詳細は未決定であるとしているが、機能の内容をこれらのみから窺い知ることは困難なので、網機能の内容の理解を助けるような、「想定される利用用途」を届出・公表項目に付け加える等の改善を行うことが適当と考えられる。又、これら網改造前に未決定である詳細及び、網機能計画の対象外となっている網機能に関するインタフェース等についても、網機能計画とは別に、網改造着手後、接続事業者が時宜を失することなく自網における対応の検討をすることが出来る程度に速やかに開示することとすべきである。

又、②については、官報だけでなくホームページにも既に早期に公表されており、現在においても迅速な周知の方法が採られてはいるが、これに加えて、現在も開催している説明会の開催を例えば、官報掲載後速やかに(例えば、官報掲載後7日以内)行うこととし、その開催通知を遅くとも官報掲載までに通知希望事業者に対して行うこと等により、一層の改善を行うことが望まれる。

(4) 新制度の検証

今回このような形で制度の変更を行うこととするが、現時点で予想していない問題が生じないとも限らないことから、平成14年度において新制度についての検証を行うことが適当である。

(5) 期待される効果

上述のとおり網機能計画について見直しを行うことで、IT社会に適した新サービスの早期提供が促進されることが期待される。

情報通信審議会「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)

第5章 その他

1. 接続に関する同等性の確保等

(1) 現状

競争事業者が、NTT東西のネットワークと接続して多種多様なサービスを遅滞なく提供可能とするためには、接続の可否に関する情報を合理的期間内に入手するとともに、接続の請求を行ってから合理的期間内に接続可能であること等が必要となる。

このため、接続約款の認可基準として、接続に関する手続等が適正かつ明確に定められていることが挙げられており、省令(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項)において、接続約款に記載すべき接続に関する手続等について詳細な事項が定められているところである。

具体的には、接続の請求に必要な情報開示を受ける手続、接続の請求への回答を受ける手続及びそれらの標準的処理期間、また接続に必要な装置をコロケーションする場合の情報開示を受ける手続、当該装置の設置の可否等を検討し結果の回答を受ける手続及びそれらの標準的処理期間など詳細な事項が定められており、これらを定めた接続約款については、接続事業者の要望等に応じて、手続の簡素化や標準的処理期間の短縮化等の見直しが適時行われている状況にある。

また、接続を前提としないネットワーク構築や他事業者の意見が反映されないネットワーク構築がなされると円滑な接続が妨げられることから、第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、当該設備の機能の変更又は追加をするときは、機能の内容や提供条件、インターフェース等を記載した計画(網機能提供計画)を工事開始の日の原則200日前までに届け出なければならないこととされている。

ただし、ルータ等は、「装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったこともない」ため、2001年から、網機能提供計画の対象外となっている。

他方、ルータ等は、網機能提供計画の対象外となっているものの、情報開示告示において、網機能の提供予定時期や導入エリアなど情報開示すべき内容が定められている。

(2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、主に以下のような意見が示されている。

1) 当社のNGNは、自主的にインターフェース条件等を公表して相互接続性の確保に努めている。

2) 網機能提供計画について、現に他事業者が、当社のIP通信網を利用せずに、自らルータ等の局内装置を設置して、独自のIP通信網を構築し当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していることが、今後ともルータ等を網機能提供計画の対象外としても何ら問題のないことの証左。仮に当社だけが網機能提供計画の届出義務を課され、最大200日にも及ぶ長期間、機能開発に着手もできないとすれば、極めて競争中立性を欠くだけでなく、多様なサービスの迅速かつ柔軟な提供に著しい支障が生じる。

他方、競争事業者からは、主に以下のような意見が示されている。

1) 現在、第一種指定電気通信設備に対し取られている手続や情報開示と同様の措置が必要である。

2) NGNでは、ルータやSIPサーバが中心的な役割を担うことや情報開示告示による開示では接続事業者に必要な検討時間が確保されないこと等からルータ等は網機能提供計画の対象とすべきである。また、その際、届出時期が200日前で足りるのか適宜公示期間の見直しを検討すべきである。

情報通信審議会「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)(つづき)

(3) 考え方

NGNIは、近年のIP技術の進展に伴い、PSTNからIP網への移行が進展する中で、我が国における基幹的な通信網としての性格を有することとなることが想定される。このため、多数の競争事業者がNGNと接続することとなることが想定され、これらの競争事業者が、NGNを利用して創意工夫を活かした多種多様なサービスを提供するためには、NTT東西の利用部門と接続事業者との間あるいは接続事業者間で接続に関する同等性が確保されることが重要となる。

この点、接続に関する手続等については、NGNIには、これまで第一種指定電気通信設備に対して講じられている接続の手続やコロケーションルール等が適用されることとなるが、商用開始のされていない現段階では、これに加えて新たに必要となる具体的な手続は想定されない。したがって、総務省においては、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視して、接続に関する手続についてNGN固有で新たに講じるべき措置があれば、競争事業者等の要望を踏まえ、適時適切に対応することとするのが適当である。

また、網機能提供計画については、現行制度上はルータ等が対象外となっているが、この点について、NGNの商用サービス開始を契機としてどのように考えるかが問題となる。

この点、NGNIは、主にルータとその間の中継回線により構成されるネットワークであり、これらが網機能提供計画の対象外であると、新たな機能の追加に対応して新サービスの提供を行うために必要な検討期間が十分確保できない等の意見が競争事業者から示されている。

確かに、NGNIは、今後の段階的機能追加が想定されるネットワークであり、競争事業者が、当該追加機能を利用して創意工夫を活かした多様なサービスをNTT東西の利用部門と同程度の時期に提供するためには、当該機能の内容、提供エリア、追加時期など必要な情報を事前に入手可能となることが必要となる。

しかし、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであることから、あえてルータ等を網機能提供計画の対象として、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワーク構築となっていないかどうかを事前にチェックすることまでは現時点では必要ないと考えられる。

ただし、網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であるが、現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。

また、網機能提供計画は、上述のように接続を前提としないネットワーク構築等により、円滑な接続が阻害されることがないように、事前に競争事業者に対し意見を述べる機会を与えるものであることにかんがみれば、ルータ等が網機能提供計画の対象外であっても、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意することが必要である。

情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)

5. 2 NGNの競争環境整備

5. 2. 1 現状とIP網への移行等に伴う課題

(2) 接続協議の円滑化及びNGNに関する情報開示の充実等

従前から接続事業者から要望のあったNGNによる「品質保証型のOAB～J IP電話サービス」の提供については、2016年12月に「優先パケット識別機能」及び「優先パケットルーティング伝送機能」のアンバンドルのための省令改正が行われた。

これに関しては、関連のアンバンドルについて、NTT東日本・西日本と要望事業者による協議に長い期間を要した(要望事業者によれば7年、NTT東日本・西日本によれば5年)経緯がある。

この点について、NTT東日本・西日本からは、要望内容の具体化・明確化を図るためのやりとり等に時間を要したことや費用負担の要否で意見が合わず交渉が中断したこと等により協議が長期化したことが指摘されている。他方、要望事業者からは、実際の協議においてNTT東日本・西日本から要望事業者に対し、アンバンドル形態の具体的な要望内容についての詳細な説明が求められたとし、その前提となる要望事業者側への情報開示に関する課題が指摘されている。

このような状況においてNGNのオープン化を進めるためには、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性に留意しつつ接続約款のメニューの見直しを推進する必要があり、また、要望事業者の検討に便宜となる情報が開示されるようにする必要があるといった課題がある。

5. 2. 2 具体的方向性(考え方)

(2) 接続協議の円滑化及びNGNに関する情報開示の充実等

競争事業者からアンバンドルについての「具体的な要望」がアンバンドルの要件であるとして、競争事業者に要望するアンバンドルの形態の詳細について立証責任を負わせ、これが十分説明されない限りアンバンドルが必要ないと解されると、アンバンドルを不必要に制約することになりかねない。機能のアンバンドルの要否については、円滑な接続を確保する観点から、接続を請求する事業者の要望を基礎として、第一種指定電気通信設備設置事業者に十分な情報開示を求めつつ、総合的に判断されるべきである。

また、その情報開示の在り方については、2016年11月の情報通信行政・郵政行政審議会(情郵審)答申別添の「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」における考え方3において、次のとおり示されており、開示されるべき情報の範囲等については、これまで事業者間で行われた協議における議論等を踏まえながら、今後検討が行われる必要がある。

- ・「NGNのオープン化を進めるためには、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性に留意しつつ、要望事業者に必要な情報が開示される必要がある。」
- ・「NTT東日本・西日本では、電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成13年総務省告示第395号。以下「情報開示告示」という。)の規定に則り、網機能の提供予定時期の90日前までに接続インタフェース条件等を開示することになっているが、NTT東日本・西日本においては、円滑な接続に必要な情報については、情報開示告示に規定されていないものであっても、可能な限り開示に努めていくことが望ましい。」
- ・「また、総務省においては、情報開示告示の規定内容について、接続協議が円滑に行われるよう適宜見直しを行っていく必要がある。」

IP-IP接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、SIPサーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。そのため、ルータ、SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」の届出対象に追加して、ルータ、SIPサーバ等の設備の機能の変更又は追加に関する計画が公表される必要がある。

また、第一種指定電気通信設備の機能を廃止する計画についても、「網機能提供計画」の届出対象であることを明確にするなど、接続事業者への情報開示の一層の充実を図る必要がある。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画）

第三十六条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く。）の変更又は追加の計画を有するときは、総務省令で定めるところにより、その計画を当該工事の開始の日の総務省令で定める日数前までに総務大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により届け出た計画を公表しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届け出た計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その計画を変更すべきことを勧告することができる。

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 （略）

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。）が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況及び中継系伝送路設備の異経路構成状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2)・(3) （略）

ロ・ハ （略）

一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。）

イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であつて、次に掲げる事項を含むもの

(1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2)・(3) （略）

ロ・ハ （略）

一の三 （略）

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に関して行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続

(2)~(4) （略）

ロ~チ （略）

三~十二 （略）

3 前項第一号イ(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（つづき）

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出）

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書（変更の届出の場合は、同項の計画（次条及び第二十四条の四において「計画」という。）の新旧対照を記載した書類を添えたもの）を提出しなければならない。

（届出の期限）

第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。

- 一 国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した技術的条件であつて総務大臣が別に告示する接続に関する技術的条件に専ら準拠した機能の変更又は追加が行われる場合にあつては、百四十日
 - 二 他の特定の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画の届出の場合であつて当該他の特定の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更等に要する費用を負担することを予定している場合にあつては、四十日
 - 三 法第三十六条第一項後段の規定による届出については、六十日。ただし、当該届出が同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合にあつては、七日
- 2 前項第三号本文の規定にかかわらず、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該規定による日数前までに届け出ることができないことについて正当な理由があり、かつ、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合であつて、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数前までに計画を届け出ることが要しない。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表）

第二十四条の三 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとともに、当該計画を七日以内に営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。この場合において、当該公表をしようとする者は、当該計画を官報に掲載する前に、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、当該計画の官報の掲載の日から七営業日以内に当該計画に関する説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の場合は、法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を当該計画に係る機能の提供開始の日の三十日前までに官報に掲載するとともに、当該計画を当該計画に係る機能の提供の開始の日の三十日前までに営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。

（工事の開始の日の変更）

第二十四条の四 法第三十六条第一項の規定による届出（同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合を除く。次項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項の規定により計画の概要が官報に掲載された日から他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日以上を設けなければならない。

- 2 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、前項の規定による意見受付期間経過後、他の電気通信事業者からの当該計画に対する要望又は意見がなく、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがない場合は、当該計画の工事の開始の日を変更することができる。なお、その場合には、変更後の当該計画の概要を官報に掲載し、公表しなければならない。

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（つづき）

（届出を要しない機能）

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するために、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能
- 二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備に関する通信量等の測定機能
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務に関する料金を課金する機能及び当該料金を計算する機能（他の電気通信事業者と電気通信役務に関する料金を精算する機能を除く。）
- 四 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能（他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能を除く。）
- 五 公衆電話機により提供される電気通信役務に関する料金を即時に収納するための機能（第一種指定加入者交換機と公衆電話機との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。）
- 六 交換設備及び伝送路設備により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の保守管理業務の部門等特定の業務の部門のみに接続する機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
- 七 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機以外の電気通信設備を用いずに可能となるもの
- 八 番号案内機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
- 九 ルータにより符号を交換する機能
- 十 デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能
- 十一 デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能
- 十二 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
- 十三 イーサネットスイッチによりイーサネットのフレームを交換するための機能
- 十四 SIPサーバ（アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。）によりセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行うための機能

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（つづき）

様式第18（第24条関係）

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記
載することとし、代表者が自筆で記入したと
きは、押印を省略できる。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。但
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を
記載すること。）

電気通信事業法第36条第1項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関す
る計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の 設定 を届け出ます。
変更

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1 機能の内容	
2 提供条件	
(1) 提供交換機等の機種	
(2) 提供交換機等の設置地域又は設置予定地域	
(3) 提供回線種別	
(4) 接続箇所	
(5) その他の提供条件	
3 使用する番号	
4 課 金	
5 インタフェース	
(1) ユーザ・網インタフェース	
(2) 網間インタフェース	
(3) 保守運用インタフェース	
6 利用条件の設定	
7 機能の変更又は追加の別	
8 関連する機能及び設備並びに計画との関係	
9 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	
10 概算費用額	
11 10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目 及び各費用項目ごとの額	
12 工事開始予定年月日	
13 提供予定時期	
14 計画の設定又は変更年月日	
15 計画の設定又は変更理由	

- 注1 「機能の内容」については、その想定される利用用途も含めて記載すること。
- 2 「提供交換機等の機種」については、機能を提供する交換機等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種のすべてについて記載すること。
- 3 「提供交換機等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。
- 4 「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その機種のすべてについて記載すること。
- 5 「使用する番号」については、機能を提供するために用いられる新たな番号があれば、当該番号又はその体系及び確定している場合はその意味内容を記載すること。
- 6 「課金」については、機能を提供するために行われる課金処理がある場合、その処理を記載すること。
- 7 「インタフェース」については、社団法人情報通信技術委員会（昭和60年10月25日に社団法人電気通信技術委員会という名称で設立され、平成14年6月11日に社団法人情報通信技術委員会という名称に変更された法人をいう。）において作成された接続に関する技術的条件と同一の部分については記載を要しない。
- 8 「ユーザ・網インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 9 「網間インタフェース」については、第23条の4第1項で定める接続箇所におけるインタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 10 「保守運用インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 11 「利用の条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。
- 12 「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（第24条の5で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。
- 13 「概算費用額」については、届出人が変更又は追加に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる第一種指定電気通信設備の工事の費用の概算額を記載すること。
- 14 「10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第4項第2号の総務省令で定める方法に準じて記載することとし、創設費や事業者按分方法案も併せて記載すること。
- 15 「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日を記載すること。
- 16 「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）を記載すること。
- 17 「計画の設定又は変更理由」については、計画の設定又は変更が自らの事情によるものか、他の電気通信事業者の要望によるものかのほか、その背景事情及び関連日程も含め、具体的に記載すること。
- 18 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件）

第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 施行規則第二十四条の五第九号から第十四号までに規定する電気通信設備により新たな網機能を導入する場合における次の情報（ロ、ハ及びニについては同条第九号に規定する機能の提供のために用いる設備に限る。）

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークと他の電気通信事業者のネットワークとの間のインタフェース及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークと利用者側の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様（選択することができる項目がある場合にはその内容を含む。）

ロ 端末の認証等に関する方式及び情報（選択することができる項目がある場合にはその内容を含む。）

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークから他の電気通信事業者のネットワークへ転送されるデータの実効速度に関する情報

ニ 通信プロトコルに関する情報（当該通信プロトコルの改訂が行われている場合にはその情報及び選択することができる項目がある場合にはその内容をそれぞれ含む。）

ホ 当該新たな網機能の提供予定時期

へ 当該新たな網機能を導入する目的（想定される利用用途を含む。）

ト 当該新たな網機能の導入により役務を提供するカバーエリア

チ 他の電気通信事業者が当該新たな網機能を用いて接続を可能とする通信用建物名及び住所

リ 当該新たな網機能の提供に係る設備の利用に伴う費用の負担の有無及びその概算（費用の負担がある場合には、当該設備の創設費の概算並びに他の電気通信事業者による費用の負担の方法の案及び負担の額の概算を含む。）

第一条の二・第二条 （略）

第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

一～四 （略）

五 第一条第七号（ハ及びリを除く。）に規定する情報の開示は、同号ホに規定する当該新たな網機能の提供予定時期の九十日前までに行うものとする。ただし、当該日数前までに情報を開示することができないことについて正当な理由があると認められる場合であって、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数を短縮することができる。

○平成9年郵政省告示第589号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十四条の二第一項第一号の規定に基づき、接続に関する技術的条件を次のように定める。

国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠して社団法人電信電話技術委員会において作成された接続に関する技術的条件